

防衛装備品のライフサイクルコスト管理の実施について(防衛大臣宛て)

指摘の背景となった防衛装備品14品目のライフサイクルコストのうち

平成25年度までの実績値であるとして計上された契約金額等(支出) 5兆2013億円

1 制度の概要

(1) ライフサイクルコストの概要及び目的

ライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）は、製品、構造物等の構想から開発、取得、運用・維持を経て廃棄に至るまでの過程（以下「ライフサイクル」という。）における費用の総額とされ、製品、構造物等の取得に必要な初期費用と運用・維持等に必要な運営費用により構成されている。

防衛装備品のLCCについては、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」において、その抑制に向けた取組を推進することなどとされている。そして、防衛省は、開発や量産に着手するなどの各段階における費用対効果の判断を踏まえた意思決定をはじめ、ライフサイクルを通じた効果的かつ効率的な防衛装備品の取得に資するとともに、費用面に係る説明責任の強化を図るために、平成22年3月に「ライフサイクルコスト管理実施要領」（以下「実施要領」という。）等を定めて、22年度以降、防衛装備品のLCCの面からの管理（以下「LCC管理」という。）を行い、ライフサイクル全体に対する費用の面からの最適化を実現することとしている。

(2) LCC管理の体制

防衛装備品のライフサイクルの各段階においては、防衛省の内部部局（以下「内局」という。）、装備施設本部（以下「装本」という。）、技術研究本部（以下「技本」という。）、陸上、海上、航空各幕僚監部（以下「各幕」という。）等の複数の組織が関与しており、実施要領によれば、LCC管理の実施に当たっては、各組織は相互に密接に協力するものとされている。

(3) LCCの算定方法

実施要領に基づき、装本が23年4月に定めた「ライフサイクルコストの算定要領」（以下「算定要領」という。）によれば、装本は、防衛装備品の機能及び性能が明らかになった時点で、技本と協力して量産に移行する段階の見積量産単価を算定するとともに、取得総額、運用維持費等を算出してLCCを算定することとされている。LCC算定に必要な契約金額等のデータについては、中央調達に係る分は装本が1件ごとの契約金額等のデータを収集し、収集漏れがないよう調達要求書に機種名等のキーワードを記載することとされている。また、地方調達に係る分は技本、各幕等が収集することとされており、データの収集に当たっては、可能な限り1件ごとの契約金額を収集し、契約金額の収集が困難な場合は、予算金額等で代用することとされている。そして、予算金額等で代用する場合は、その算定根拠等を記録として残し、複数の組織において情報を共有することとされている。

また、装本は、LCCを算定する際には、上記の契約金額等のほか、防衛装備品の運用に当たって必要となる部隊整備等に係る人件費等についても算定することとされており、人件費は、運用・維持段階におけるコストの重要な部分を占めるものであり、防衛装備品の取得、改修、運用等に当たって、複数の候補の中から省力化等が図られた最適な候補を選定するための意思決定の指標として算定する必要があるとしている。

(4) LCCの検証方法

算定要領によれば、装本は、毎年度、LCCの見積値を実績値に更新して、両者のかい離度合いを測定し、大きなかい離が生じた場合は、その原因が単価や数量の変動によるものか、為替、物価等の外部要因によるものかなどを特定するための分析（以下「差異分析」という。）を行うこととされて

いる。また、ＬＣＣの見積値と実績値がほぼ一致している場合であっても、見積量産単価と収集した契約金額等の実績に基づいて算定した量産単価（以下「実績量産単価」という。）に差異がある場合は、その原因を分析することとされている。このように、毎年度、費用面から防衛装備品の取得が計画どおりに進捗しているかを検証することによって、効果的かつ効率的な防衛装備品の取得に資するものとしている。

2 本院の検査結果

防衛装備品は、長期間にわたり運用されることから、ＬＣＣ管理を適切に実施することにより、ライフサイクルを通じた効果的かつ効率的な防衛装備品の取得に資するとともに、費用面に係る説明責任の強化を図ることが重要である。

そこで、装本が26年度に作成し公表したライフサイクルコスト管理年次報告書において25年度までの契約金額等の実績値が計上されている14品目（ＬＣＣ計15兆8140億円、うち契約金額等計5兆2013億円）を対象として検査したところ、ＬＣＣの算定及び検証は、次のような状況となっていた。

ア 装本は、14品目全てについて、24年度までの中央調達及び地方調達の1件ごとの契約金額のデータを収集しておらず、また、25年度についても、14品目のうち4品目について、収集していなかった。そして、これら4品目のＬＣＣの算定内容をみると、中央調達に係る契約については、契約金額ではなく予算金額等に基づき実績値を算定していたり、どのような根拠に基づき算定した金額であるのか確認できなかつたりしており、地方調達に係る契約についても、予算金額等を用いたもの以外は、実績値の内容が記録として残されておらず、その算定根拠が確認できない状況となっていた。なお、25年度における1件ごとの契約金額のデータを収集している10品目についても、調達要求書に機種名等のキーワードを記載していないなどのため、データの収集漏れが発生しているおそれがある状況となっていた。

イ 装本は、防衛装備品の部隊運用を掌握する立場にないことから、部隊整備等に係る人件費を算定するためには、実際に運用する各幕等から防衛装備品ごとの配置人員等の情報を収集することが不可欠であるのに、算定要領において、防衛装備品ごとの部隊整備等に必要な人員数の算出方法を具体的に定めていなかった。そして、各幕等は予算上、部隊ごとの定員管理等は行っているものの、上記の人員数を算出する方法がないなどとして、部隊整備等に係る人員数等の情報を収集していなかったため、装本は14品目全てにおいて将来発生する人件費の見積値を算定していなかった。また、10品目については、運用・維持段階となっているのに、部隊整備等に要した人件費も算定していなかった。

ウ 装本は、14品目のうち差異分析を行う必要のない8品目を除く6品目について、ＬＣＣの見積値と実績値に大きなかい離が生じていると認められる費目が見受けられるなどしているのに、一部の費目について差異分析を行っていなかった。

エ 装本は、9品目について、見積量産単価と実績量産単価との差異の分析の前提となる見積量産単価を算定していなかった。

3 本院が表示する意見

防衛省において、ＬＣＣ管理の目的の達成を図るために、新設される防衛装備庁と各幕等が、それぞれのＬＣＣ管理上の役割を適切に認識し、相互に密接に協力する態勢を整備して、今後のＬＣＣの見積値の算定や見積値の実績値への更新を適切に行うとともに、これに基づく差異分析等の検証を適切に行い、その結果を防衛装備品の取得の意思決定等に適切に活用することができる方策を講ずるよう意見を表示する。